

bunka@ryukyushimpo.co.jp
TEL 098-865-5162

2023年の
マスク論

① 昨年ドイツに出張した際、マスクが義務づけられた公共交通機関で、マスクを履く若者の男性を代わりの女性が注意していました。発語や食卓、性愛など重要な機能を担う口を覆ってしまったマスクは、欧

中間的な社会調整領域を排除し、考えるより動くことを優先する。その極端な政体がフランスです。それに抗する方法は、要は「おしゃべり」なのです。マスクや、人と人を仕切るクリル板、絵巻の「懸食」など、感染防止効果はあるとしても、一方でコミュニケーションを排し対話を単純化してしまわなかったか。特にコミュニケーション力を培う過程にある子どもたちへの影響は、顧みられるべきだと思います。

今後は専門家の知見を参照しつつ、具体的にマスクや、その延長とも言うべきクリル板など仕切りの覆食を判断できるかが問われます。相変わらず自ら判断できない人が多いならば、それはやはり医療問題というより、何でも上の人間に任せざる私たちの主権者の無

「ミニミニ」の力を、動かす、

藤原辰史・京都大准教授に聞く

13日 「電線屋と等井豊久子」で「そららの花」「桑の」といふ宝物を持っている沖縄人 美「汗水節」など 珠玉の 金井豊久子は、最古の十数

マリオ映画公開 海外で大ヒット 日本以外で千億円超

任天堂の人気が、ゲームの定番に。昨年4月28日、日本で公開された。配給元の東宝和歌山によると、米国では4月5日に封切られ、日本

「送稿規定」 行以内 署名(本名も)、住所記。添削もありません。9000の球誌に、係り種、フォームが

「送稿規定」 行以内 署名(本名も)、住所記。添削もありません。9000の球誌に、係り種、フォームが



記録保存の在り方を検証する有識者委員会の意見聴取に臨む、神戸連続児童殺傷事件の遺族・土師守さん(右から3人目)。(2月14日、最高裁(代表撮影))

1997年に神戸で起きた連続児童殺傷事件に関する一切の事件記録が、裁判所によってすべて廃棄されていることが昨22年9月に、地元・神戸新聞記者の調べで判明した。ほかの少年事件もまつる式に廃棄が明らかになるなかで、最も最高裁が定めた保存の内部ルールが有名無実化している状況や、さらに言えば当該ルール自体の制度上の瑕疵も指摘されるなか、最高裁は昨年中に有識者委員会での検討を表明、現在取りまとめ作業が進んでいる。当初予定の4月から着手されたものの、5月2日に行われた第13回委員会時点では、5月中には最高裁事務

総長名義の調査報告書公表をめざすと伝えられている。そこでここでは、改めて司法記録の保存の現状と改善の方向性についてまとめてみたい。

厚い秘密の壁

検討を進めているのは、最高裁の「事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会」で、座長・榎木

裁判記録の保存・利用

審正広島高検検事長と、山田積舟弁護士、高橋総行政法学者の3人で構成される。11月の第1回以降、関係者のヒアリングや地方裁判所における保存実態の検証なども実施した。

ここでいう「事件記録」は少年事件の場合、少年の供述調書や精神鑑定書など、捜査機関や家裁調査官などが作成した様々な記録をすべて含むことになる。もちろん、再審裁判なども通常の刑事事件の場合、捜査

資料(しかも無罪の決定的な証拠になりうるものも含め)、警察や検察が有罪証明に不利なものを意図的に隠蔽し、恣意に提出しない状況が明らかになっているが(残念ながらそれ自体は「運法」ではない)、少年事件の場合すべて家裁に送付されるというわけでもない。裁判所は、裁判記録の保存・公開に極めて後ろ向きで、たとえば1980年代以降の行政文書の保存・公開制度の整備が進むなかでも、ほぼ一貫して背を

期待したい最高裁報告書

期程では、保存期間は最長で加害者の少年が20歳になるまでとし、その後、廃棄することとしている。ただし最高裁は、少年事件の記録のうち社会の注目を集めた事件、少年非行の調査研究で重要な参考資料になる事件など史料価値が高いものなどは、保存期間満了後も廃棄せず、各地の裁判所で「特別保存」に指定し、永久保存するものも内規で義務付けている。しかし冒頭の連続児童殺傷事件の記録廃棄が判明したことを

「事件記録等保存規程の運用について」の事務総長通達が発出され、2020年10月1日からは刑事参考記録の在り方が見直されたが、これは前進ではなく、結果論からすれば批判をかわすためのポーズに過ぎず、しかも裏では変わらず廃棄を続けていたということがいえる。最高裁が定める開示手続きである「司法行政文書の管理の推進等について」も、裁判員裁判開始時に手続文書等の開示

公文書館移管を

裁判所の最大の「言い訳」であった保存スペースの課題がデジタル時代において、一気に解決されたと思えるだろう。「金銭が保存には物理的に十分可能だから。同時に、事件記録の保管主体を裁判所から移し、公開・非公開の判断権者を検察から切り離すことも必須だろう。行政文書同様、一定年限を経過したものは公文書館に移管し、「歴史文書」として扱うことも現実的な運用方法だ。これまで裁判所は、一つの事件の重要性を確認しないまま、事務的に廃

時評

山田 健太

「事件記録等保存規程の運用について」の事務総長通達が発出され、2020年10月1日からは刑事参考記録の在り方が見直されたが、これは前進ではなく、結果論からすれば批判をかわすためのポーズに過ぎず、しかも裏では変わらず廃棄を続けていたということがいえる。最高裁が定める開示手続きである「司法行政文書の管理の推進等について」も、裁判員裁判開始時に手続文書等の開示

裁判所が要らないと思ったものや、都合の悪いもの(たとえば無罪判決)などは、捨てるということになる。だからこそまず、事件記録は加害者のためのものではなく、被害者でもなく、裁判所が判決や処分を決定するためのものでもないのである。それを確認する必要がある。それゆえ今般の最高裁の検討会議においても、被害者など当事者の利益が重視されているかに見えることは懸念点でもある。裁判記録の歴史的資料としての価値が、相対的に薄められる可能性を否定できないからだ。

琉

情景

ハローのしきや グッバイのサンキューのアイムアリー

あなたのわらはんしゃ、あなたのわたまむし、のやまのちまご、だんだんつま

あなごき、あなたのわあ、あいうるひよ

あなたのひよ、ひろくあ、わたしのひよ、なはなつ

らららな、そと、め、わたしのひよ

ハローのしきや グッバイのサンキューのアイムアリー